

定 款

(平成3年3月6日施行)

最終改正 平成21年12月4日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人黒石市シルバー人材センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を青森県黒石市大字内町61番地1号に置く。

(目 的)

第3条 センターは、定年退職者等の高年齢者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対してその機会を組織的に提供することなどにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者のために、無料職業紹介事業を行うこと。
- (3) 高年齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (4) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高年齢者のために、一般労働者派遣事業を行うこと。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、高年齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高年齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 センターの会員は、正会員、特別会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者で

あって、理事会の承認を得たものとする。

(1) 黒石市に居住する原則として60歳以上の働く意欲のある者であること。

(2) 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加を希望するものであること。

3 特別会員は、センターに功労があった者又は学識経験者等でセンターの事業運営に必要と認めて、理事長が推薦し、理事会の承認を得たものとする。

4 賛助会員は、センターの目的に賛同し、事業に協力する個人、企業及びその他の団体であって理事会の承認を得たものとする。

(入 会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

2 正会員又は賛助会員が次のいずれかに該当するとき、及び特別会員が第1号に該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 死亡したとき、又は解散したとき。

(2) 正当な理由がなく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

(除 名)

第9条 会員がセンターの名誉をき損し、設立の主旨に反し、秩序を乱し、又はこの定款に反するような行為を行ったときは、総会において正会員及び特別会員の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめその旨を通知するとともに、除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が、既に納入した会費その他の金品は、これを返還しない。

第3章 役 員

(役員及びその選任)

第11条 センターに次の役員を置く。

(1) 理 事 長 1名

(2) 常務理事 1名

(3) 理 事 10名以上15名以内（理事長及び常務理事を含む。）

(4) 監 事 2名又は3名

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 理事長は、センターを代表し、業務を統括する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 4 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として、又は増員のため選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員報酬)

第14条 役員は、無報酬とする。ただし、理事長、常務理事は有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

(役員解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員及び特別会員の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめその旨を通知するとともに、解任の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

第4章 会 議

(会 議)

第16条 センターの会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議構成)

第17条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事長、常務理事その他の理事をもって構成する。

(会議権能)

第18条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、センターの運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する重要な事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(会議の開催)

第19条 通常総会は、毎年1回5月末日までに開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員及び特別会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 監事が民法第59条第4号の規定に基づいて招集するとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に随時開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

(会議の招集)

第20条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の場合には請求の日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求の日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも5日前までに会議の構成員に通知しなければならない。

(会議の議長)

第21条 総会の議長は、その総会において出席した正会員及び特別会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(会議の定足数)

第22条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(会議の議決)

第23条 会議の議決は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議における書面表決等)

第24条 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、代理人は、その代理権を証する書面をセンターに提出するものとする。

2 前項の規定により、書面をもって表決し、又は表決を代理人に委託した構成員は、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用において、会議に出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第25条 会議の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 総会にあってはその総会に出席した正会員及び特別会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事の氏名
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほかその会議に出席した構成員のうちから選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 評議員会

(評議員会)

第26条 センターに、評議員会を置くことができる。

- 2 評議員会は、理事長から付議されたセンターの業務の運営に関する事項を審議し、及びこれらに関し必要と認められる事項を理事長に建議する。
- 3 前項に定めるもののほか、評議員会の組織、評議員の委嘱及び評議員会の開催等評議員会に関するその他の必要な事項については、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

第6章 事務局

(事務局)

第27条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

第7章 資産及び事業計画等

(資産の構成)

第28条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第29条 センターの資産の管理及びその方法は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(事業年度)

第30条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第31条 センターの事業計画及び収支予算については、総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算の執行に準じて予算を執行する。
- 3 前項の規定により予算を執行した場合における収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとする。
- 4 第1項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、予備の充当及び軽微な変更についてはこの限りではない。

(事業報告及び決算)

第32条 センターの事業報告及び決算について、毎事業年度終了後2箇月以内に事業報告書、収支計算書及び財務諸表を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、総会において正会員及び特別会員の4分の3以上の同意を得、かつ、青森県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第34条 センターは、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。
- 2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員及び特別会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
 - 3 解散のとき存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、青森県知事の許可を得てセンターと類似の目的を有する他の団体に寄付する。

第9章 雑 則

(委 任)

第35条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、青森県知事の設定許可のあった日（平成3年3月6日）から施行する。
- 2 センターの設立当初の役員は、第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず最初の通常総会の開催の日

までとする。

3 センターの設立当初の事業年度は、第29条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成3年3月31日までとする。

4 センターの設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第30条第1項の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

附 則

この定款は、青森県知事の認可のあった日（平成4年6月3日）から施行する。

附 則

この定款は、青森県知事の認可のあった日（平成5年6月11日）から施行する。

附 則

この定款は、青森県知事の認可のあった日（平成10年6月11日）から施行する。

附 則

この定款は、青森県知事の認可のあった日（平成13年6月8日）から施行する。

附 則

この定款は、青森県知事の認可のあった日（平成15年6月19日）から施行する。

附 則

この定款は、青森県知事の認可のあった日（平成18年6月20日）から施行する。

附 則（平成21年5月22日）

この定款は、青森県知事の認可のあった日（平成21年6月12日）から施行する。

附 則（平成21年12月4日）

この定款は、青森県知事の認可のあった日（平成21年12月28日）から施行する。